国立教育政策研究所	平成二十六年七月二十三日～八月二十七日	百二十名
	平成二十七年一月二十一日～二月二十七日	百二十名

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課
電話〇三（三八二三）〇二四一

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う機関が、関係都道府県の教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

〇文部科学省告示第八十九号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、次の通信教育を平成二十六年三月二十六日付けで認定したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月八日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
通信講座による品質管理入門コース	ものづくりをする上で必要となる品質管理の考え方の基礎となる部分について、幅広く学習することを目的とする。	平成二十六年三月二十六日	一般財団法人日本規格協会	損斐　敏夫	大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目二番七号

〇文部科学省告示第九十号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、同法第五十五条第一項の規定により、平成二十六年三月二十六日付けで廃止を許可したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十三条の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月八日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	廃止の時期
洋菓子講座	広く一般家庭の婦人に洋菓子づくりの技術を授け、その技術を身につけて日常の食生活や、家庭生活に役立て、趣味と実益に十分活用し得るように指導する。	昭和五十四年四月一日	公益財団法人国際文化カレッジ	品川　惠保	東京都新宿区高田馬場四丁目一番九号	平成二十六年三月二十六日

〇文部科学省告示第九十一号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、同法第五十五条第一項の規定により、平成二十六年三月二十六日付けで条件の変更を許可したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月八日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座地球科学コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座地球科学コース	社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、科学的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び知識の向上を図ることを目的とする。	平成七年七月十八日	秋田大学	吉村　昇	秋田県秋田市手形学園町一番一号	平成二十六年三月二十六日
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座資源開発コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座資源開発コース						
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座材料工学基礎コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座材料工学基礎コース						
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座電気・電子基礎コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電気・電子基礎コース						
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座一般科学技術コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座一般科学技術コース						